

契約を結ぶ前に 内容をよく確認しましょう

消費者ホットライン
188 (嫌や!泣き寝入り)

お問い合わせ 消費生活センター(平日) 午前9時~午後4時 ☎57-8143

契約は申し込みと、それに対する承諾の意思表示を双方が合意することにより成立します。
口頭でも契約は成立しますが、書面で契約を締結する場合は、記入されている内容や条件をよく確認しましょう。

【事例①】

通信サービスを解約したところ、手数料が請求された。

【事例②】

商店を経営するグループが運営するクラブに入会し、月々の積み立てをした。1年後には数パーセント多く利用できるプリペイドカードをもらった。しかし、購入したい商品がないので、換金しようとしたができなかった。

【アドバイス】

訪問販売や電話勧誘を受け、内容をよく確認せずに契約し、トラブルになるケースがあります。「細かい字で見えにくい、条項が多くて面倒だ」などという理由で契約書を読まずに契約してしまい、途中で解約したが、自分が思うようにならなかつたという場合があります。

特に中途解約に関して、契約書にそういった条件が書かれてあると、違約金などを支払わなければなりません。疑問に感じるのは、納得するまで相手に質問してください。不安な場合は、消費生活センターへ相談してください。



首都圏情報コーナー

第27回産業振興フォーラム開催

9月21日、東京都港区のビジョンセンター浜松町で、「第27回産業振興フォーラム」が開催され、79人が参加しました。佐渡市役所から河島地域振興課長補佐が出席し、佐渡の近況について説明がありました。

第1部の基調講演では、佐渡市関に本拠を置く、佐渡発酵(株)の浜田正敏代表取締役から、「限界集落からの挑戦〜日本食文化で地域おこし〜」という演題で「米と麴、そして乳酸発酵こそ日本食の原点だ」をモットーに、苦労を重ねて乳酸発酵製品開発に至ったお話をいただきました。最近では異業種の事業者とのコラボレーションでジャムを開発されたようです。また、会場で「食べる甘酒」の試食もさせていただきました。



講演する浜田代表取締役

第2部は、佐渡市地域おこし協力隊の林純一さんから「コラボ企画で新たな佐渡の特産品を」というテーマで、主にふるさと納税返礼品におけるコラボレーション商品開発についてお話をいただきました。
(文責:首都圏佐渡連合会 産業振興部会長 高野 一久)

編集後記

インフルエンザが心配な時季となってきました。

手洗いやマスク着用など、「かからない、うつさない」対策が重要となっています。

また、インフルエンザの予防接種は効果があらわれるまでに2週間程度かかるようで、早めに接種することが必要です。

元気いっぱい年末年始が迎えられるよう、一人一人が気をつけてみませんか! (T.S)

